

仙台市ガス小売供給選択約款（家庭用厨房・給湯・暖房契約）

平成29年4月1日実施

仙台市ガス局

この約款に定めのない事項は、仙台市ガス小売供給約款（平成29年4月1日実施）（以下「小売約款」といいます。）を準用いたします。

1 実施及び適用

- (1) 本市が仙台市ガス供給条例（平成8年条例第37号）第30条に規定する選択供給条件により行う小売供給の実施に関し、仙台市ガス小売供給選択約款（以下「小売選択約款」といいます。）に必要な事項を定めるものといたします。
- (2) この小売選択約款は、4の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。
- (3) この小売選択約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売選択約款の趣旨に則り、その都度お客さまと本市との協議によって定めます。

2 小売選択約款の変更

- (1) 本市は、本市が定める小売約款を変更した場合、法令の改正により小売選択約款の変更の必要が生じた場合又はその他本市が必要と判断した場合にはこの小売選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の小売選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの小売選択約款の変更に異議がある場合は、この小売選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売選択約款の変更に伴い、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行う場合は、お客さまへの通知又はインターネット上での開示その他本市が適当と判断した方法（以下「本市が適当と判断した方法」といいます。）により行い、変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付を行う場合は、本市が適当と判断した方法により行い、本市の名称及び所在地、契約年月日、変更をした事項並びにお客さま番号（お客さまごとに付与する、ガスの供給地点を特定する番号をいいます。）を記載いたします。
- (4) この小売選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合は、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行うことについては、原則としてインターネット上で開示いたします。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付はいたしません。

3 用語の定義

この小売選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

(1) 住宅

世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいいます。

(2) 施設付住宅

1 建物に住宅部分と店舗等の非住宅部分があるものをいいます。

(3) 居室

日常的に居住の用に供している場所をいいます。

(4) 厨房機器

エネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいいます。

(5) 給湯機器

エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。

(6) 暖房機器

エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器をいいます。

4 適用条件

この小売選択約款は、次の全ての条件を満たし、この小売選択約款の適用を希望する場合に適用いたします。

(1) 厨房機器、給湯機器及び暖房機器を使用すること

(2) (1)において、住宅の居室又は設置するガスメーターの能力の合計が16立方メートル毎時以下である施設付住宅の居室で使用すること

5 契約の申し込み

(1) この小売選択約款に基づくガスの供給を希望される方は、あらかじめこの小売選択約款を承諾のうえ、本市に申し込みをしていただきます。

(2) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等本市が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。

6 契約の成立及び変更

この小売選択約款に関する契約は、本市が5（1）のガス使用の申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。

7 契約期間

(1) 契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日からその翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。

(2) 契約期間満了日以前にお客さま又は本市から別段の意思表示がない場合、この小売選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後も同様といたします。

(3) (2)に基づき、この小売選択約款に関する契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

① 供給条件の説明及び契約締結後の書面交付は、更新後の契約期間等を本市が適当と判断した方

法により行います。

② 契約締結前の書面交付は行いません。

8 機器設置状況の確認

- (1) 本市は、機器設置状況が4に適合しているか確認させていただく場合があります。この場合、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、承諾いただけない場合、本市はこの小売選択約款を解約し、解約日以降小売約款を適用いたします。
- (2) お客さまは、機器設置状況が4に適合しないこととなった場合は、直ちにその旨を本市へ連絡することといたします。

附 則

1 小売選択約款の実施期日

この小売選択約款は、平成29年4月1日から実施します。

2 小売選択約款の掲示

本市は、この小売選択約款を、本市ガス局ホームページ及び事務所において掲示いたします。この小売選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施前までに、この小売選択約款を変更する旨、変更後の小売選択約款の内容及びその効力発生時期を周知いたします。

3 小売選択約款の実施に伴う切り替え措置

- (1) 本市は、平成29年3月31日まで仙台市ガス供給選択約款（家庭用厨房・給湯・暖房契約）（平成26年4月1日実施）（以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けている場合には、平成29年4月1日以降、この小売選択約款を適用いたします。なお、この小売選択約款の実施期日以降、平成29年4月1日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算式により算定いたします。

（算式）

料金＝（イ）旧選択約款適用期間の料金＋（ロ）小売選択約款適用期間の料金

（イ）旧選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝旧選択約款の基本料金×D1／D＋旧選択約款8の規定に基づき算定した調整単位料金×V1

（ロ）小売選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝小売選択約款の基本料金×D2／D＋小売約款22の規定に基づき算定した調整単位料金×V2

（備考）（以下（2）において同じ）

D＝料金算定期間の日数（ただし、小売約款に定める21（6）①から⑤までの規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日未満又は36日以上の場合は30とする。）

D1＝Dのうち平成29年3月31日までの期間に属する日数

D2＝Dのうち平成29年4月1日以降の期間に属する日数

V＝料金算定期間の使用量

V1＝旧選択約款適用期間の使用量＝V－V2

V2＝小売選択約款適用期間の使用量＝V×D2／D（1立方メートル未満の端数切り捨て）

- (2) (1)の料金算定にあたっては、旧選択約款適用期間の料金、小売選択約款適用期間の料金とも、使用量Vが4料金表の使用量のいずれに該当するかにより判定いたします。

4 料金表 ※消費税等相当額を含みます。

①使用量に応じた基本料金及び基準単位料金

使用量 (1か月及び ガスメーター1個につき)	基本料金 (1か月及び ガスメーター1個につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
0立方メートルから 20立方メートルまで	636.12円	188.85円
20立方メートルを超え 50立方メートルまで	756.00円	182.85円
50立方メートルを 超える場合	3,186.00円	135.01円

②調整単位料金

①の基準単位料金をもとに、小売約款の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

料金表に改定が生じた際は、ガス局ホームページ等にてお知らせします。